

地域公共交通確保維持改善事業について

1. 制度の概要

地域公共交通確保維持改善事業 ～生活交通サバイバル戦略～ 国土交通省

地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援

平成26年度予算 306億円
(対前年度比1:00)

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)

<支援の内容>

- 過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行
- バス車両の更新等
- 離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)

<支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

3. 公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し(地域公共交通調査等事業)

<支援の内容>

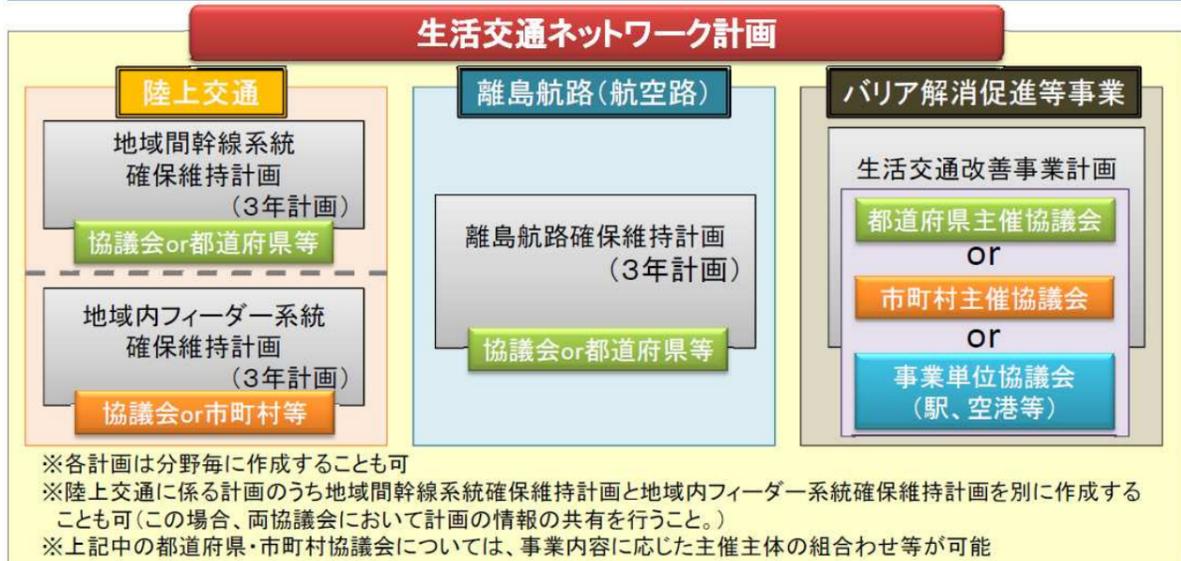
- 地域公共交通網の形成のための計画の策定に資する調査
- バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査
- 公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進

【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援 平成26年度予算 25億円
(東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上分))

<支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(運行費補助要件の緩和等の特例措置により対応)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行(実証運行の通年化等の調査事業の特例措置により対応)

地域の計画について～協議会と地域の公共交通に係る計画の関係等について～



○地域協議会の考え方

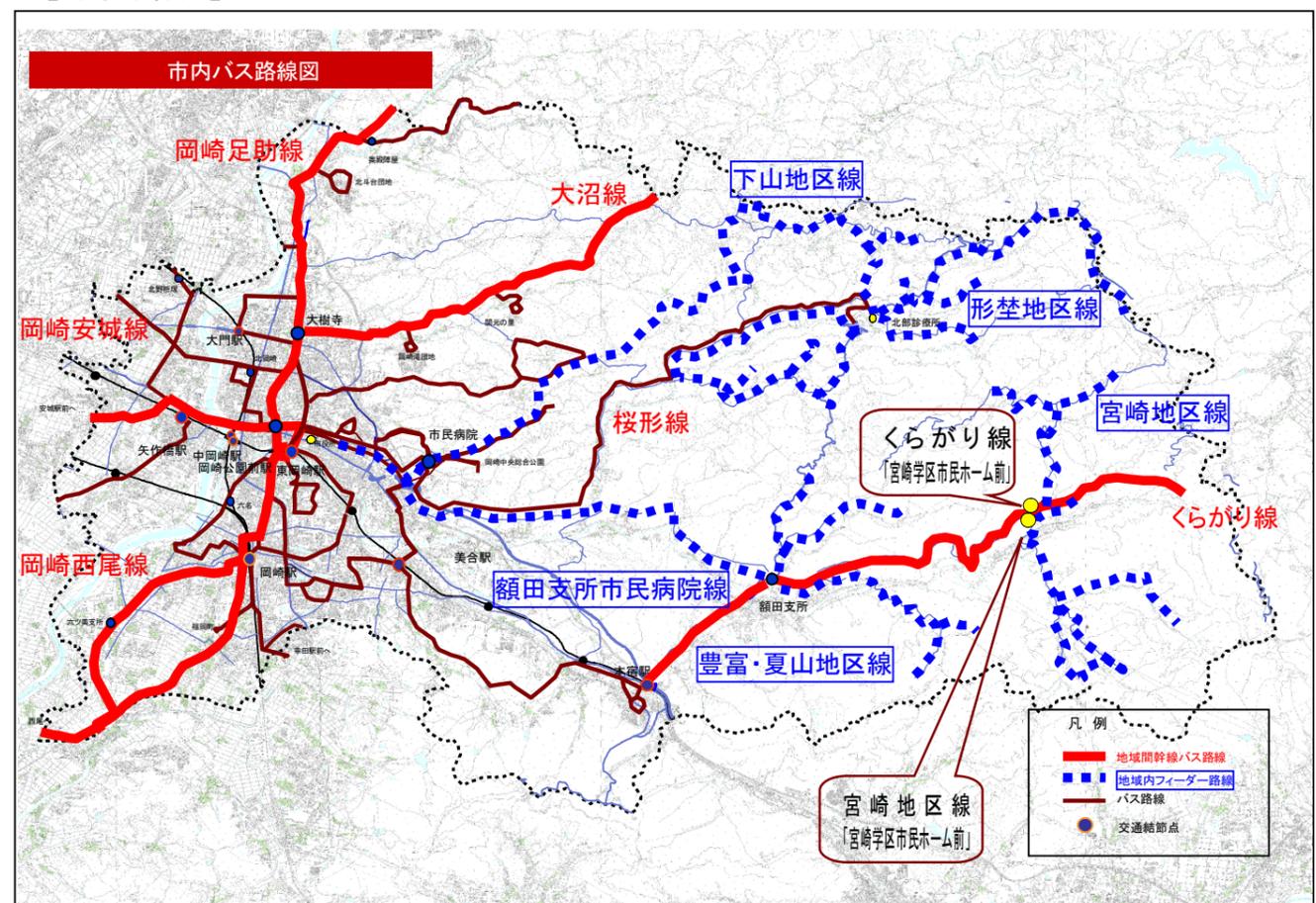
【メンバー】 地方公共団体(都道府県・市町村)、関係交通事業者、国(地方運輸局等又は地方航空局)等
 (陸上交通及び離島航路の地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画は、関係する都道府県及び市町村がともに参加)

※地域・分野毎の分科会の設置や複数市町村による合同協議会の設置も可能とする。
 ※既存の類似協議会(地域公共交通活性化・再生法の法定協議会等)の活用も可能とする。
 ※住民や利用者の意見を反映させる観点から、住民や利用者の代表を協議会の構成員に加える、アンケートやヒアリングを実施する、公聴会やパブリックコメントを実施する等のいずれかの手順を経て計画を策定することとする。

2. 補助対象事業及び対象路線

地域公共交通確保維持事業の区分	補助対象事業	補助対象路線	生活交通ネットワーク計画
地域間幹線系統確保維持事業	地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保維持	大沼線、岡崎西尾線、岡崎西尾線(市民病院)、岡崎足助線、岡崎安城線、くらがり線	県バス対策協議会
地域内フィーダー系統確保維持事業	地域をまたがる幹線交通ネットワークのフィーダーとしての地域内交通の確保維持	額田支所市民病院線、下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線	岡崎市交通政策会議

【対象路線図】



3. 地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ

